

新潟高教組

# 定年延長法案可決・成立 速報

2021年7月5日 全組合員配布・分会掲示

## 定年延長法案成立 ～23年4月1日から施行～

21年6月4日、国家公務員法・地方公務員法の一部を改正する法律案が参議院本会議で可決・成立しました。改正法は23年4月1日から施行されます。地方においても同様の措置を講ずるとされていることから、今後地公労等において、制度設計に関する交渉・協議を進めていくことになっています。定年延長制度完成の31年度までの間は、60歳前・60歳超定年前・定年前再任用短時間・現行制度再任用（フル・短時間）等多様な働き方が混在します。働き方改革が全く進まない中、同一労働同一賃金とかけ離れた制度運用とならないよう、課題を集約し当局交渉を強化していく必要があります。

新潟高教組では、速報・週報・各機関会議等においても情報を発信していきます。また、学習会第1弾として、再任用組合員・定年退職前組合員を対象とした学習・懇親会を8月21日(土)に計画しています(指示第31号)。各分会においても、情報共有や学習会等のとりくみをお願いいたします。以下国家公務員における制度の概要等(日教組資料より)。

### ○制度概要

- ・定年年齢 65 歳
- ・2023 年度から 2 年に 1 歳引上げ (31 年度に完成)
- ・定年前再任用短時間勤務を新設する
- ・役職定年制を導入し、管理職は非管理職に降任または転任となる (特例あり)

### ○退職手当

- ・当分の間ピーク時特例が採用 (60 歳前の給料月額を退職手当算定基礎額に利用)
- ・60 歳以降で定年退職前に退職した場合は、自己都合ではなく、定年退職として計算
- ・退職手当は退職時にしか受け取れない

### ○給料、諸手当

- ・60 歳を超える職員の俸給月額は適用俸給表の級・号俸の 7 割
  - ・期末、勤勉手当は 60 歳前の職員と同じ支給月数 (4 . 40 月)
  - ・その他手当については正規と同様
- (教職調整額、地域手当、特地勤務手当、へき地勤務手当などは給料月額 (7 割) に連動した額)  
(給料の調整額は、60 歳目の手当額等の 7 割を基本に設定)

### ○定年前再任用短時間勤務

- ・多様な働き方を実現するため、60 歳以後に退職した者を短時間勤務で再任用する新たな制度
- ・任期は定年退職相当日まで
- ・常勤職員に戻ることはできない
- ・給料月額、期末勤勉手当等諸手当とも現行再任用短時間職員と同じ (2 . 35 月)

○現行再任用制度

- 定年が段階的に引き上げられる期間、65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度が残る  
 ※任期、勤務期間、給与の仕組み等は現行の再任用制度と同じ  
 (期末勤勉手当(2.35月))  
 (扶養手当、寒冷地手当、特地勤務手当(準ずる手当)は支給されない)

○60歳以降の情報提供、勤務の意志の確認

- 60歳に達する年度の前年度に、制度に関する情報提供を行った上で、勤務の意志を教委が確認  
 (59歳の年度に、60歳以後の働き方を考える)

地方における制度設計に向けた課題(22年6月議会を目的に条例・規則改正)

- ①定年年齢と段階的な引上げ方                      ②60歳を超える職員の給与、退職手当
- ③定年前再任用短時間勤務制度の導入            ④役職定年制の導入
- ⑤情報提供・意思確認

★定年年齢引き上げに関わる年齢等早見表

**定年**      定年前再任用短時間勤務が可能な期間      *再任用(現行)が可能な期間*

定年年齢	60		61		62		63		64		65	
年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
1961年度生まれ	<b>60</b>	61	62	63	64	65						
1962年度生まれ	59	<b>60</b>	61	62	63	64	65					
1963年度生まれ	58	59	<u>60</u>	<b>61</b>	62	63	64	65				
1964年度生まれ	57	58	59	<u>60</u>	<u>61</u>	<b>62</b>	63	64	65			
1965年度生まれ	56	57	58	59	<u>60</u>	<u>61</u>	<u>62</u>	<b>63</b>	64	65		
1966年度生まれ	55	56	57	58	59	<u>60</u>	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<b>64</b>	65	
1967年度生まれ	54	55	56	57	58	59	<u>60</u>	<u>61</u>	<u>62</u>	<u>63</u>	<u>64</u>	<b>65</b>

☆8月21日(土)☆ ~再任用組合員学習・懇親会(アトリウム長岡)~

(詳細は指示第31号または新潟高教組HPをご覧ください)